

○ひたちなか市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業及び指定第1号通所事業の人員,設備及び運営等に関する基準を定める要綱

平成27年7月22日

告示第142号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 指定自立援助訪問型サービス

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3節 設備に関する基準（第7条）

第4節 運営に関する基準（第8条—第39条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第40条—第42条）

第3章 指定健康向上通所型サービス

第1節 基本方針（第43条）

第2節 人員に関する基準（第44条・第45条）

第3節 設備に関する基準（第46条）

第4節 運営に関する基準（第47条—第54条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第55条—第58条）

第4章 指定健康維持通所型サービス

第1節 基本方針（第59条）

第2節 人員に関する基準（第60条・第61条）

第3節 設備に関する基準（第62条）

第4節 運営に関する基準（第63条—第65条）

第5章 雑則（第66条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定めるもののほか、市の介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業及び指定第1

号通所事業の人員，設備及び運営並びに介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 介護予防・日常生活支援総合事業 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。
- （2） 指定事業者 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。
- （3） 指定第1号訪問事業 指定事業者の当該指定（法第115条の45の3第1項の指定をいう。次号において同じ。）に係る第1号訪問事業（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。）を行う事業所により行われる第1号訪問事業をいう。
- （4） 指定第1号通所事業 指定事業者の当該指定に係る第1号通所事業（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。）を行う事業所により行われる第1号通所事業をいう。
- （5） 指定自立援助訪問型サービス 指定第1号訪問事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「介護予防訪問介護」という。）に相当するものをいう。
- （6） 指定健康向上通所型サービス 指定第1号通所事業のうち旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」という。）に相当するものをいう。
- （7） 指定健康維持通所型サービス 指定第1号通所事業のうち指定健康向上通所型サービスに比べて人員，設備等について緩和した基準によるものをいう。
- （8） 介護予防・生活支援サービス事業対象者 介護保険法施行規則第百四十条の六十二の四第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1に定める質問項目（以下「基本チェックリスト」という。）に対する回答の結果に基づき，同告示様式第2に掲げる基準のいずれかに該当する者をいう。
- （9） 第1号事業対象者 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（法

第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護又は同条第12項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を利用している者を除く。)及び介護予防・生活支援サービス事業対象者をいう。

(10) 介護予防・生活支援サービス計画 ひたちなか市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成27年告示第140号)別表第4に定める介護予防ケアマネジメントにより、介護予防・日常生活支援総合事業を適切に利用することができるよう作成する計画をいう。

(11) 介護予防サービス計画 法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。

(12) 第1号事業支給費 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費をいう。

(13) 利用料 第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(14) 第1号事業支給費用基準額 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該指定第1号訪問事業又は指定第1号通所事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定第1号訪問事業又は指定第1号通所事業のサービスに要した費用の額とする。)をいう。

(15) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり指定事業者に支払われる場合における当該第1号事業支給費に係る指定第1号訪問事業又は指定第1号通所事業のサービスをいう。

(16) 常勤換算方法 当該事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいう。

(一般原則)

第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定事業者は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法第108条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2章 指定自立援助訪問型サービス

第1節 基本方針

第4条 指定自立援助訪問型サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態（法第7条第2項に規定する要支援状態をいう。以下同じ。）の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態（同条第1項に規定する要介護状態をいう。以下同じ。）となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第5条 指定自立援助訪問型サービスの事業を行う者（以下「指定自立援助訪問型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立援助訪問型サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定自立援助訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士又は旧介護保険法第8条の2第2項の政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 指定自立援助訪問型サービス事業者は、指定自立援助訪問型サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定自立援助訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防訪問介護事業者（旧介護保険法第53条第1項本文の指定を受けて介護予防訪問介護を行う事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立援助訪問型サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する訪問介護をいう。以下同じ。）の事業又は指定介護予防訪問介護（指定介護予防訪問介護事業者が行う介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定自立援助訪問型サービス、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方

法によることができる。

- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に法第115条の45の3第1項の指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定自立援助訪問型サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定自立援助訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（同令第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）の職務に従事することができる。
- 5 指定自立援助訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定自立援助訪問型サービスの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第三号及び第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第10号）による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「改正前の指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第6条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、指定自立援助訪問型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定自立援助訪問型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定自立援助訪問型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第7条 指定自立援助訪問型サービス事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定自立援助訪問型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定自立援助訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者又は介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定自立援助訪問型サービスの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は改正前の指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、指定自立援助訪問型サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定自立援助訪問型サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定自立援助訪問型サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のア又はイに掲げるもの

ア 指定自立援助訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定自立援助訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつて

は、指定自立援助訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第66条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定自立援助訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定自立援助訪問型サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち指定自立援助訪問型サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定自立援助訪問型サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合には、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によって行ってはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、正当な理由なく、指定自立援助訪問型サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、当該指定自立援助訪問型サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該指定自立援助訪問型サービス事業所が通常時に当該指定自立援助訪問型サービスを提供する地域をいう。以下この節及び次節において同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定自立援助訪

問型サービスを提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等（地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）及び指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定自立援助訪問型サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第11条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、指定自立援助訪問型サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証及び負担割合証等によって、被保険者資格、第1号事業対象者であること、負担割合、有効期間等を確認するものとする。

2 指定自立援助訪問型サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して指定自立援助訪問型サービスを提供するよう努めなければならない。

（要支援認定等の申請等に係る援助）

第12条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、指定自立援助訪問型サービスの提供の開始に際し、要支援認定（法第19条第2項に規定する要支援認定をいう。以下同じ。）又は基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者か否かの判断（以下「要支援認定等」という。）を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請等が既に行われているかどうかを確認し、要支援認定等の申請等が行われていない場合には、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定自立援助訪問型サービス事業者は、介護予防支援事業（法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）及び第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第13条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、指定自立援助訪問型サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担

当者会議（地域包括支援センターの担当者等が介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画の作成のために当該介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定自立援助訪問型サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（地域包括支援センター等その他関係者との連携）

第14条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、指定自立援助訪問型サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定自立援助訪問型サービス事業者は、指定自立援助訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第1号事業支給費の支給を受けるための援助）

第15条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、指定自立援助訪問型サービスの提供の開始に際しては、利用申込者又はその家族に対し、介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明するとともに、地域包括支援センター等に関する情報の提供その他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第16条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画に沿った指定自立援助訪問型サービスを提供しなければならない。

（介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画の変更の援助）

第17条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、利用者が介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画の変更を希望する場合には、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、指定自立援助訪問型サービスを提供した場合には、当該指定自立援助訪問型サービスの提供日及び内容、当該指定自立援助訪問型サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防・生活支援サービス計画若しくは介護予防サービス計画を記載した書面又はこれらに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定自立援助訪問型サービス事業者は、指定自立援助訪問型サービスを提供した場合には、提供したサービスの具体的内容等を記録するとともに、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定自立援助訪問型サービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該指定自立援助訪問型サービスに係る第1号事業支給費用基準額から当該指定自立援助訪問型サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定自立援助訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定自立援助訪問型サービスを提供した場合においてその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定自立援助訪問型サービスに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定自立援助訪問型サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定自立援助訪問型サービスを提供する場合には、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定自立援助訪問型サービス事業者は、前項に規定する指定自立援助訪問型サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該指定自立援助訪問型サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

第21条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定自立援助訪問型サービスに係る利用料の支払を受けた場合には、提供した指定自立援助訪問型サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第22条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定自立援助訪問型サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第23条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、指定自立援助訪問型サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定自立援助訪問型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 訪問介護員等は、現に指定自立援助訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第25条 指定自立援助訪問型サービス事業所の管理者は、当該指定自立援助訪問型サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定自立援助訪問型サービス事業所の管理者は、当該指定自立援助訪問型サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

3 第5条に規定するサービス提供責任者(以下「サービス提供責任者」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 指定自立援助訪問型サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化や指定自立援助訪問型サービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) 指定居宅介護支援事業者等に対し、指定自立援助訪問型サービスの提供

に当たり把握した利用者の服薬状況，口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを提供すること。

(4) サービス担当者会議への出席その他の地域包括支援センター等との連携に関すること。

(5) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し，具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに，利用者の状況についての情報を伝達すること。

(6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

(7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(8) 訪問介護員等に対する研修，技術指導等を実施すること。

(9) その他指定自立援助訪問型サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第26条 指定自立援助訪問型サービス事業者は，指定自立援助訪問型サービス事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第30条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種，員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定自立援助訪問型サービス内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第27条 指定自立援助訪問型サービス事業者は，指定自立援助訪問型サービスの提供に当たっては，入浴，排せつ，食事等の介護又は調理，洗濯，掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし，介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第28条 指定自立援助訪問型サービス事業者は，利用者に対し適切な指定自立援助訪問型サービスを提供できるよう，指定自立援助訪問型サービス事業所ごとに，訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定自立援助訪問型サービス事業者は、指定自立援助訪問型サービス事業所ごとに、当該指定自立援助訪問型サービス事業所の訪問介護員等によって指定自立援助訪問型サービスを提供しなければならない。
- 3 指定自立援助訪問型サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定自立援助訪問型サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定自立援助訪問型サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定自立援助訪問型サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定自立援助訪問型サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
(衛生管理等)

第29条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定自立援助訪問型サービス事業者は、指定自立援助訪問型サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 指定自立援助訪問型サービス事業者は、指定自立援助訪問型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 指定自立援助訪問型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 指定自立援助訪問型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の

防止のための指針を整備すること。

(3) 指定自立援助訪問型サービス事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第30条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、指定自立援助訪問型サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定自立援助訪問型サービス事業者は、重要事項を記載した書面を指定自立援助訪問型サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第31条 指定自立援助訪問型サービス事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定自立援助訪問型サービス事業者は、当該指定自立援助訪問型サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定自立援助訪問型サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第32条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、指定自立援助訪問型サービス事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてならない。

(不当な働きかけの禁止)

第32条の2 指定自立援助訪問型サービス事業者は、介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、地域包括支援センター等又はその従業者に対して利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(利益供与の禁止)

第33条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償

として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第34条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、提供した指定自立援助訪問型サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定自立援助訪問型サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定自立援助訪問型サービス事業者は、提供した指定自立援助訪問型サービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定自立援助訪問型サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定自立援助訪問型サービス事業者は、提供した指定自立援助訪問型サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定自立援助訪問型サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第35条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流を図らなければならない。

2 指定自立援助訪問型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定自立援助訪問型サービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定自立援助訪問型サービス事業者は、指定自立援助訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合に

は、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第36条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、利用者に対する指定自立援助訪問型サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市、当該利用者の家族等、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定自立援助訪問型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定自立援助訪問型サービス事業者は、利用者に対する指定自立援助訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第36条の2 指定自立援助訪問型サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 指定自立援助訪問型サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 指定自立援助訪問型サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 指定自立援助訪問型サービス事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第37条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、指定自立援助訪問型サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定自立援助訪問型サービスの会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第38条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、従業者に関する記録のうち勤務の実績に関する記録並びに会計に関する記録のうち第1号事業支給費に関する記録及び利用料その他の第20条の規定による利用者からの支払に関する記録について、その完

結の日から5年間これを保存しなければならない。

2 指定自立援助訪問型サービス事業者は、利用者に対する指定自立援助訪問型サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備するとともに、第1号及び第2号の記録にあってはその完結の日から5年間、第3号から第5号までの記録にあってはその完結の日から2年間これらを保存しなければならない。

- (1) 第19条第2項の提供したサービスの具体的内容等の記録
- (2) 第41条第2号に規定する自立援助訪問型サービス計画
- (3) 第23条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(廃止・休止の届出と便宜の提供)

第39条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、当該指定自立援助訪問型サービスの事業を廃止し、又は休止しようとする場合には、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に当該指定自立援助訪問型サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 指定自立援助訪問型サービス事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該指定自立援助訪問型サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き指定自立援助訪問型サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、地域包括支援センター等、他の指定自立援助訪問型サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定自立援助訪問型サービスの基本取扱方針)

第40条 指定自立援助訪問型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定自立援助訪問型サービス事業者は、自らその提供する指定自立援助訪問型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定自立援助訪問型サービス事業者は、指定自立援助訪問型サービスの提供に

当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識しなければならない。

- 4 指定自立援助訪問型サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定自立援助訪問型サービス事業者は、指定自立援助訪問型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定自立援助訪問型サービスの具体的取扱方針)

第41条 指定自立援助訪問型サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定自立援助訪問型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。以下同じ。）を通じた情報交換その他の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定自立援助訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した指定自立援助訪問型サービスに係る計画（以下「自立援助訪問型サービス計画」という。）を作成するものとする。

(3) 自立援助訪問型サービス計画は、既に介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

(4) サービス提供責任者は、自立援助訪問型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(5) サービス提供責任者は、自立援助訪問型サービス計画を作成した場合には、当該自立援助訪問型サービス計画を利用者に交付しなければならない。

- (6) 指定自立援助訪問型サービスの提供に当たっては、自立援助訪問型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定自立援助訪問型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定自立援助訪問型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) サービス提供責任者は、自立援助訪問型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から少なくとも1月に1回、当該自立援助訪問型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該自立援助訪問型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに少なくとも1回、当該自立援助訪問型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて自立援助訪問型サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する自立援助訪問型サービスサービス計画の変更について準用する。

(指定自立援助訪問型サービスの提供に当たっての留意点)

第42条 指定自立援助訪問型サービス事業者は、指定自立援助訪問型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 介護予防ケアマネジメント等（ひたちなか市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表第4に定める介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援事業をいう。以下同じ。）におけるアセスメント（利用者の状況を把握し、及び分析することにより、当該利用者の解決すべき課題を把握することをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定自立援助訪問型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域住民による自主的な取組等による支援又は他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3章 指定健康向上通所型サービス

第1節 基本方針

第43条 指定健康向上通所型サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第44条 指定健康向上通所型サービスの事業を行う者（以下「指定健康向上通所型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定健康向上通所型サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「健康向上通所型サービス従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる健康向上通所型サービス従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 生活相談員 指定健康向上通所型サービスの提供日ごとに、指定健康向上通所型サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定健康向上通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定健康向上通所型サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定健康向上通所型サービスの単位ごとに、専ら当該指定健康向上通所型サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定健康向上通所型サービスの単位ごとに、当該指定健康向上通所型サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定健康向上通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定健康向上通所型サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、利用者（当該指定健康向上通所型サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）若しくは指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定

地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定介護予防通所介護事業者(旧介護保険法第53条第1項本文の指定を受けて介護予防通所介護を行う事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定健康向上通所型サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業若しくは指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)の事業又は指定介護予防通所介護(指定介護予防通所介護事業者が行う介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定健康向上通所型サービス、指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人以下の場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定健康向上通所型サービス事業所の利用定員(当該指定健康向上通所型サービス事業所において同時に指定健康向上通所型サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び同項第3号の介護職員(以下この条において「介護職員」という。)の員数を、指定健康向上通所型サービスの単位ごとに、当該指定健康向上通所型サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定健康向上通所型サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定健康向上通所型サービス事業者は、指定健康向上通所型サービスの単位ごとに、介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあっては、看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定健康向上通所型サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合には、他の指定健康向上通所型サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定健康向上通所型サービスの単位は、指定健康向上通所型サービス

であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定健康向上通所型サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第1号の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定健康向上通所型サービス事業者が指定通所介護事業者若しくは指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定健康向上通所型サービスの事業と指定通所介護の事業若しくは指定地域密着型通所介護の事業又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項まで若しくは指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで又は改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第45条 指定健康向上通所型サービス事業者は、指定健康向上通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定健康向上通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定健康向上通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第46条 指定健康向上通所型サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定健康向上通所型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の食堂、機能訓練室及び相談室の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障が

ない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定健康向上通所型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定健康向上通所型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定健康向上通所型サービス事業者が指定通所介護事業者若しくは指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定健康向上通所型サービスの事業と指定通所介護の事業若しくは指定地域密着型通所介護の事業又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで若しくは指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項まで又は改正前の指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第47条 指定健康向上通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定健康向上通所型サービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該指定健康向上通所型サービスに係る第1号事業支給費用基準額から当該指定健康向上通所型サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定健康向上通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定健康向上通所型サービスを提供した場合においてその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定健康向上通所型サービスに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定健康向上通所型サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定健康向上通所型サービス事業所が通常時に当該指定健康向上通所型サービスを提供する地域をいう。次条において同じ。）以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定健康向上通所型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）に定めるところによるものとする。

5 指定健康向上通所型サービス事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第48条 指定健康向上通所型サービス事業者は、指定健康向上通所型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定健康向上通所型サービスの利用定員

(5) 指定健康向上通所型サービス内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービスの利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第49条 指定健康向上通所型サービス事業者は、利用者に対し適切な指定健康向上通所型サービスを提供できるよう、指定健康向上通所型サービス事業所ごとに、健康向上通所型サービス従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定健康向上通所型サービス事業者は、指定健康向上通所型サービス事業所ごとに、当該指定健康向上通所型サービス事業所の健康向上通所型サービス従業者によって指定健康向上通所型サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定健康向上通所型サービス事業者は、健康向上通所型サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定健康向上通所型サービス事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定健康向上通所型サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第50条 指定健康向上通所型サービス事業者は、利用定員を超えて指定健康向上通所型サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第51条 指定健康向上通所型サービス事業者は、非常災害時の関係機関への通報及び連携協力体制を整備するとともに、避難誘導、救護活動、必要な物資の備蓄等に関する具体的な計画を定め、それらを定期的に従業者に周知し、並びに避難訓練、救護訓練その他必要な訓練を定期的に行わなければならない。

2 指定健康向上通所型サービス事業者は、避難誘導、救護活動、前項に規定する訓練その他の非常災害対策の実施に当たって、地域住民との連携協力体制を整備するよう努めなければならない。

（衛生管理等）

第52条 指定健康向上通所型サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定健康向上通所型サービス事業者は、当該指定健康向上通所型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 指定自立援助訪問型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周

知徹底を図ること。

(2) 指定自立援助訪問型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 指定自立援助訪問型サービス事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(記録の整備)

第53条 指定健康向上通所型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、従業者に関する記録のうち勤務の実績に関する記録並びに会計に関する記録のうち第1号事業支給費に関する記録及び利用料その他の第47条の規定による利用者からの支払に関する記録について、その完結の日から5年間これを保存しなければならない。

2 指定健康向上通所型サービス事業者は、利用者に対する指定健康向上通所型サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備するとともに、第1号及び第2号の記録にあってはその完結の日から5年間、第3号から第5号までの記録にあってはその完結の日から2年間これらを保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第19条第2項の提供したサービスの具体的内容等の記録

(2) 第56条第2号に規定する健康向上通所型サービス計画

(3) 次条において準用する第23条の規定による市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第54条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第28条の2、第30条から第37条まで及び第39条の規定は、指定健康向上通所型サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第26条」とあるのは「第48条」と、同項、第24条及び第30条中「訪問介護員等」とあるのは「健康向上通所型サービス従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定健康向上通所型サービスの基本取扱方針)

第55条 指定健康向上通所型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定健康向上通所型サービス事業者は、自らその提供する指定健康向上通所型

サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定健康向上通所型サービス事業者は、指定健康向上通所型サービスの提供に当たっては、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識しなければならない。
- 4 指定健康向上通所型サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定健康向上通所型サービス事業者は、指定健康向上通所型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定健康向上通所型サービスの具体的取扱方針)

第56条 指定健康向上通所型サービスの方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定健康向上通所型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報交換その他の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 指定健康向上通所型サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定健康向上通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した健康向上通所型サービス計画（以下「健康向上通所型サービス計画」という。）を作成するものとする。

(3) 健康向上通所型サービス計画は、既に介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

(4) 指定健康向上通所型サービス事業所の管理者は、健康向上通所型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(5) 指定健康向上通所型サービス事業所の管理者は、健康向上通所型サービス計画を作成した場合には、当該健康向上通所型サービス計画を利用者に交付しなければならない。

(6) 指定健康向上通所型サービスの提供に当たっては、健康向上通所型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(7) 指定健康向上通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(8) 指定健康向上通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(9) 指定健康向上通所型サービス事業所の管理者は、健康向上通所型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から少なくとも1月に1回、当該健康向上通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該健康向上通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに少なくとも1回、当該健康向上通所型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(10) 指定健康向上通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。

(11) 指定健康向上通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて健康向上通所型サービス計画の変更を行うものとする。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する健康向上通所型サービス計画の変更について準用する。

(指定健康向上通所型サービスの提供に当たっての留意点)

第57条 指定健康向上通所型サービス事業者は、指定健康向上通所型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 介護予防ケアマネジメント等におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定健康向上通所型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を

踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている方法等の適切なものとする。

(3) 利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第58条 指定健康向上通所型サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、当該指定健康向上通所型サービス事業所の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定健康向上通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定健康向上通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等の測定等により利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定健康向上通所型サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、利用者に病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

第4章 指定健康維持通所型サービス

第1節 基本方針

第59条 指定健康維持通所型サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、ミニデイサービス、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第60条 指定健康維持通所型サービスの事業を行う者（以下「指定健康維持通所型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定健康維持通

所型サービス事業所」という。)ごとに置くべき介護従事者の員数は、指定健康維持通所型サービスの単位ごとに、当該指定健康維持通所型サービスを提供している時間帯に従事者(専ら当該指定健康維持通所型サービスの提供に当る者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定健康維持通所型サービスを提供している時間数で除して得た数が、利用者の数が15人以下の場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては利用者1人当たりに対して必要と認められる数とする。

- 2 指定健康維持通所型サービス事業者は、指定健康維持通所型サービスの単位ごとに、前項の介護従事者を、常時1人以上当該指定健康維持通所型サービスに従事させなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第1項の介護従事者は、利用者の処遇に支障がない場合には、同一敷地内にある他の指定通所介護等の単位の介護職員等として従事することができるものとする。
- 4 前各項の指定健康維持通所型サービスの単位は、指定健康維持通所型サービスであってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

(管理者)

第61条 指定健康維持通所型サービス事業者は、指定健康維持通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定健康維持通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第62条 指定健康維持通所型サービス事業所は、指定健康維持通所型サービスの提供に必要な場所及び事業の運営を行うために必要なその他の設備及び備品等を用意しなければならない。

- 2 前項の指定健康維持通所型サービスの提供に必要な場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

第4節 運営に関する基準

(個別計画の作成)

第63条 指定健康維持通所型サービス事業所の管理者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定健康維持通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した健康維持通所型サービス計画(以下「健康維持通所型サービス計画」

という。)を作成するものとする。

- 2 健康維持通所型サービス計画は、既に介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定健康維持通所型サービス事業所の管理者は、健康維持通所型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定健康維持通所型サービス事業所の管理者は、健康維持通所型サービス計画を作成した場合には、当該健康維持通所型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 指定健康維持通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(記録の整備)

第64条 指定健康維持通所型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、従業者に関する記録のうち勤務の実績に関する記録並びに会計に関する記録のうち第1号事業支給費に関する記録及び利用料その他の次条において準用する第47条の規定による利用者からの支払に関する記録について、その完結の日から5年間これを保存しなければならない。

- 2 指定健康維持通所型サービス事業者は、利用者に対する指定健康維持通所型サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備するとともに、第1号の記録にあつてはその完結の日から5年間、第2号から第4号までの記録にあつてはその完結の日から2年間これらを保存しなければならない。

(1) 健康維持通所型サービス計画

(2) 次条において準用する第23条の規定による市への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第65条 第8条、第11条、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第24条、第28条の2、第30条から第37条まで、第39条、第47条から第49条まで、第51条、第52条及び第58条の規定は、指定健康維持通所型サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第

26条」とあるのは「第48条」と、同項、第24条及び第30条中「訪問介護員等」とあり、並びに第49条中「健康向上通所型サービス従業者」とあるのは「指定健康維持通所型サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第66条 指定事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年10月1日から施行する。

(市の区域外にある事業所に係る基準の特例)

2 第1号訪問事業及び第1号通所事業を行う事業所が市の区域外にある場合であって、当該事業所の所在する市町村(特別区を含む。)が介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、かつ、当該市町村の定めるところにより当該事業所が法第115条の45の3第1項の指定を受けているときは、当該事業所は、この要綱に定める基準に適合しているものとみなす。

3 第1号訪問事業及び第1号通所事業を行う事業所(前項の規定によりこの要綱に定める基準に適合している事業所とみなされるものを除く。)が市の区域外にある場合であって、当該第1号訪問事業及び第1号通所事業を行う者が指定介護予防訪問介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者であるときは、当該事業所は、平成30年3月31日又は当該指定介護予防訪問介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定期間の満了日のいずれか早い日までは、この要綱に定める基準に適合しているものとみなす。

付 則 (平成28年告示第55号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成30年告示第160号）

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

付 則（令和3年告示第93号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間におけるこの告示による改正後のひたちなか市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業及び指定第1号通所事業の人員，設備及び運営等に関する基準を定める要綱（以下「新要綱」という。）第3条第3項，第36条の2（新要綱第54条及び第65条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講じるよう努めなければ」とし，新要綱第26条及び第48条（新要綱第65条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 施行日から令和6年3月31日までの間における新要綱第28条の2（新要綱第54条及び第65条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，新要綱第28条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と，同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 施行日から令和6年3月31日までの間における新要綱第29条第3項及び第52条第2項（新要綱第65条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

5 施行日から令和6年3月31日までの間における新要綱第49条第3項（新要綱第65条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，同項中「講じなければ」とあるのは，「講じるよう努めなければ」とする。

付 則（令和 6 年告示第 2 4 号）抄

この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（ 1 ） 第 3 0 条第 1 項及び第 2 項の改正規定 令和 6 年 4 月 1 日